

資料編

Contents

■ 憲章、宣言

- 1 憲章
 - (1) 三鷹市市民憲章
 - (2) 三鷹市女性憲章
 - (3) みたか高齢者憲章
 - (4) 三鷹子ども憲章

- 2 宣言
 - ・世界連邦都市宣言
 - ・交通安全都市宣言
 - ・三鷹市健康都市宣言
 - ・三鷹市非核都市宣言
 - ・三鷹市 仕事と生活の調和推進宣言

■ 第4次基本計画（第1次改定）、個別計画の策定・改定の基本的な考え方

- 1 三鷹市自治基本条例
- 2 三鷹まちづくり総合研究所
「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書

■ 第4次基本計画（第1次改定）及び個別計画の改定等の経過

■ 第4次基本計画（第1次改定）における市民参加と市民意見等の反映

■ ICTを活用した市民参加～さんぽキ投稿写真紹介～

憲章、宣言

1 憲章

1 三鷹市民憲章

市制施行30周年記念として昭和55年11月3日制定した憲章、市民憲章は、市民の手で明るく住みよいまちづくりを進めるための市民共通の行動目標を5項目にわたって定めたもので、『市民憲章素案作成市民会議』(30人)ほか、市民からの意見を反映させて決定した。

三鷹市民憲章

(昭和55年11月3日告示)

わたくしたちは、郷土三鷹を愛し、平和な、みどり豊かなまちをつくることを願い、この憲章を定めます。

- 1 互いに助け合い、ともに生きるよこびを分かち合うまちをつくりま
- 2 清潔な環境を保ち、心身ともにすこやかに暮らせるまちをつくりま
- 3 社会のきまりを尊重し、明るいまちをつくりま
- 4 歴史を大切にし、新しい文化をそだてるまちをつくりま
- 5 自治をになう市民としての自覚を深め、互いに学び合うまちをつくりま

2 三鷹市女性憲章

市は、女性問題の解決のため、早くから女性施策に関する取り組みを進め、昭和60年に婦人行動計画検討市民会議を立ち上げ、「三鷹市婦人行動計画」を策定したのを皮切りに、その行動計画をわかりやすく表現するためのものとして、全国に先駆けて昭和63年「三鷹市女性憲章」を定めた。

三鷹市女性憲章

(昭和63年1月1日告示)

わたくしたちは、個人の尊厳と男女平等を基本理念とし、あらゆる分野へ男女が平等に共同参加し、ともに生きるまちづくりをすすめることによって、平和な社会をつくることを願い、この憲章を定めます。

- 1 男女平等教育を家庭、学校、社会のすべての分野で推進します。
- 2 男女がともに責任をになう家庭、地域、社会をつくりま
- 3 差別されずに働く権利がすべての女性に保障される社会をつくりま
- 4 母性の保護と健康増進がすべての女性に保障される社会をつくりま
- 5 すべての女性が自立して生きることのできる福祉社会をつくりま

3 みたか高齢者憲章

高齢者が地域の中で、希望をもって安心して年齢を重ねることができるまちになることを願って、「高齢者憲章」は、制定された。

制定にあたっては、「老人憲章」制定から30年が過ぎ、高齢者を取り巻く環境が、大きく変化していることから、市長が健康福祉審議会に諮問を行い、公募の市民を含む専門委員会が設置され、検討がなされた。素案については、広く市民の意見を求め、次代を担う小学生・中学生・高校生からも意見が寄せられた。一般からの意見と合わせて検討が重ねられ、答申が提出された。

みたか高齢者憲章

(平成16年3月25日市議会議決)

私たちのまち、三鷹市は、文化の香り高く、いきいきとした豊かな地域社会の形成を目指しています。男女ともに80歳時代となり、高齢者自身の選択に基づき、自分にふさわしい生活を築くことが求められています。私たち、三鷹市をつくるすべての人たちは、高齢者が地域の中で、希望をもって安心して年齢を重ねることができるまちになることを願って、この憲章を定めます。

私たちは

- 1 高齢者の過去と現在の働きを心に刻み、高齢者一人ひとりが誇りをもって生活できるように努めます。
- 2 高齢者が、その豊かな経験と知と技をいかし、年齢と状態にかかわらず、自己実現できる、あらゆる機会を提供します。
- 3 高齢期において、だれもが、心身ともにすこやかに生活できるよう、健康づくりを含むサービスや活動の充実に努めます。
- 4 高齢者それぞれの生活を大切にする、ともにふれあい、支えあう、だれにでもやさしい地域社会をつくります。
- 5 相互の理解に基づき、すべての人々の人権が尊重され、排除や差別のない地域文化を築きます。

4 三鷹子ども憲章

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を制定した。憲章は、理念を述べた前文と7つの項目からなる本文と説明文で構成されている。また、各項目本文の一字一句をつなげると「みたかのこども」となるよう工夫し、日常の中で口ずさみやすく親しみやすい実効性のある憲章とした。

制定にあたっては、子どもたちの意見を反映させたいとの考えから、意見を聞く場として「みたか子どもサミット」を開催し、市立小・中学校の代表が、「自分たちが成長していくうえで、大人に大切にしたいこと」と「自分たちが大切にしなければならないこと」をテーマに意見を発表した。このほか、広報「みたか」やホームページでも子どもから意見を募集した。

み たか こ けんしやう 三鷹子ども憲章

(平成20年6月25日市議会議決)

わたしたちは、三鷹の子もたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。

- ① みんなでつくる 三鷹の未来
わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。
- ② たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して
わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。
- ③ かんがえて 行動しよう マナーとルール
わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。
- ④ のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも
わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。
- ⑤ こまったら 相談しよう まわりの人に
わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしていきます。
- ⑥ どの人も あいさつかわす まちにしよう
わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわせるまちにしていきます。
- ⑦ もっている みんなのいのち 大切に
わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなで守っていきます。



三鷹市民憲章の看板 (下連雀鷹の子児童公園)



みたか子どもサミットの様子

2 宣言

市では、市民の生命と暮らしを守るため、5つの宣言を行い、推進している。

1 世界連邦都市宣言（昭和35年3月28日市議会議決）

三鷹市は、世界の恒久平和と人類の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、英知と友愛に基く世界新秩序の実現を希求する。

人類最初の原爆被災国として、また戦争放棄を憲法に宣明した国として、日本こそはこの主張を全世界に向けて提唱し得る最適の立場にあることを確信し、この宣言を行い、本市も平和都市として他の宣言諸都市と相携えて世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、速かに国家宣言を行うと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。

2 交通安全都市宣言（昭和37年1月22日市議会議決）

社会における最大の幸福は、健康と長寿の保持である。最近における幼児および青少年の死傷の第1位は、交通事故等不慮の災害によるもので、昨年中、本市における交通事故件数は、729件におよび、うち死亡4名であり、今後交通災害はますます増加の傾向にある。

本市は、ここに三鷹市交通安全推進協議会を設置し、市民一丸となって全市民を交通災害から守るため立ち上がり、交通安全都市の理想の達成を期す。

右宣言する。

3 三鷹市健康都市宣言（昭和46年3月23日市議会議決）

三鷹市はここに健康都市とすることを宣言する。

すべての市民の健康は、幸福と平和の基礎であり、個人と行政との完全な協力によって、もたらされるものである。

とくに、市民の健康をまもり、増進するための環境づくりは行政の基本的な義務でなければならない。

しかしながら、現代社会の発展は、一方において、公害をはじめとする多くのひずみを生じて、平穏な市民生活を脅かす結果を招来している。

我が三鷹市は、ここに人間尊重の立場から、

- 1 都市衛生の強化をめざして、生活環境施設の整備と充実を促進すること。
- 2 あらゆる疾病を追放するための治療と予防の体制、施策を強化すること。
- 3 体位の向上、体力づくりを主とする積極的な健康増進のための体制を整備すること。

を中心とする具体的な努力を積み重ね、市民とともに全市をあげて健康都市建設に邁進することを宣明する。

4 三鷹市非核都市宣言（昭和57年3月31日市議会議決）

過ぐる第二次世界大戦において、広島、長崎に対する原子爆弾の投下により、人類史上かつてない惨禍を受けた我が国は、憲法で恒久平和を高らかに宣言し、平和を愛するすべての国の人々の公正と信義に信頼して安全と生存のための努力を今日まで続けてきた。

しかしながら、核を保有する諸国は、核のない平和な社会を実現しようとする全世界の人々の声を無視し、依然として核軍備の増強を続けている。

ここに三鷹市は、核戦争に勝利はなく、人類の滅亡のみあることを銘記し、我が国の核に対する国是ともいべき「持たず・つくらず・持ち込ませず」の非核三原則が、平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、非核都市を宣言する。

5 三鷹市仕事と生活の調和推進宣言（平成22年3月3日）

少子化対策や次世代育成支援を推進していくためには、地域における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境が不可欠です。三鷹市は、「平成21年度仕事と生活の調和宣言都市」の決定を契機に、基礎自治体の役割を深く認識し、市民一人ひとりが自らの仕事と生活の調和のあり方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるよう、仕事と生活の調和を推進する事業に積極的に取り組むことを宣言します。

第4次基本計画(第1次改定)、個別計画の策定・改定の基本的な考え方

第4次基本計画(第1次改定)及び個別計画の策定・改定にあたっての基本的な考え方は、自治基本条例(平成18年4月施行)、三鷹まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書に基づいている。

- 1 三鷹市自治基本条例
- 2 三鷹まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書(平成27年3月)

1 三鷹市自治基本条例

第4次基本計画は、平成18年4月に市の最高規範である自治基本条例が施行されて以来、はじめて策定された市の総合計画である。第4次基本計画の第1次改定にあたっては、自治基本条例で定められている市民自治による協働のまちづくりという精神を踏まえ、多元的・多層的な市民参加を実施するとともに、基本計画の第1次改定と同時並行的に策定・改定を進めた17の個別計画については、同条例第13条に基づき、基本構想及び基本計画(第1次改定)との整合及び連動を図った。

三鷹市自治基本条例 全文

(平成18年4月1日施行)

(前文)

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにす

るとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。
(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

- 2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

- 2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

- 3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

- 2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

- 3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

- 2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

- 2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

- 3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

(市議会の立法活動、調査活動等)

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

(市長の責務)

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(補佐職の設置等)

第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

一部改正〔平成19年条例3号〕

第5章 市政運営

(市の率先行動の基本原則)

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

(基本構想及び基本計画の位置付け等)

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

- 2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び

事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

- 2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

- 3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

- 2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

- 3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

- 2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に

公表するものとする。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(危機管理)

第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第6章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第29条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第30条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置す

ることができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第31条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

(協働のまちづくり)

第32条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

(学校と地域との連携協力)

第33条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を

積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

(出資団体及び他の官公庁との連携等)

第34条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

(住民投票)

第35条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

第7章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第36条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立を図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第37条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課

題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。
(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第38条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際

活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。



協働の拠点「市民協働センター」



みたか自治シンポジウム
～三鷹が創る新たな自治のかたち～

2 三鷹まちづくり総合研究所

「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書

「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」は、第4次基本計画の第1次改定に際して、計画の目標年次である平成34年（2022年）までの期間を見据え、持続可能な都市経営と将来課題の調査・研究を行うために、平成26年2月に三鷹まちづくり総合研究所の研究会として設置されたものである。研究会では、設置以降6回にわたる学識者による講演会の開催と2回の研究員による課題の整理、検討を行った。

研究提案にあたっては、第4次基本計画の前提や基礎で示されている、「自治体経営の基本的な考え方」や「計画の前提となる7つの潮流と施策の方向」などを基本とし、計画改定後の社会経済状況の変化を踏まえ、自治体経営のあり方、個別の将来課題について検討された。

三鷹まちづくり総合研究所

「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書 概要

(平成27年3月)

《報告書の構成》

はじめに

- 1 報告書の構成と位置づけ
- 2 課題意識

第1章 人口構成の変化と市の財政への影響

- 1 人口・税収等の推計
- 2 人口・税収等の推移

第2章 各論

- I ビックデータ・オープンデータを活用したまちづくり
- II コミュニティツーリズムを活用した観光まちづくりと学生との連携による地域活性化を目標とした観光まちづくり～三鷹の魅力発信とブランド力向上～
- III 地域での新たな支え合い「共助」のしくみ 地域ケアネットワークの今後の展望
- IV これから子ども家庭福祉における自治体の役割
- V 多層的・多層的な市民参加による「協働」のまちづくり
- VI 民学産公の「協働」による三鷹らしい地域社会づくり～社会デザイン、コミュニティデザインの視点から～

第3章 第4次基本計画第1次改定に向けて

- 1 人口の世代間構成のバランスがとれ、若い世代からも選ばれるまちづくり
- 2 地域ケアネットワーク事業を推進し、高齢者が活躍し安心して暮らせる地域社会へ
- 3 地域資源を生かした企業支援、都市型観光施策による地域のにぎわいづくり
- 4 コミュニティの力、市民の力を引き出す民学産公の協働の新展開

報告書の詳細は、次のURLからご覧ください。

https://www.kouza.mitaka-univ.org/machiken/pdf/machiken14_1.pdf

〈各研究会のテーマと講師〉

回	開催日	テーマ	講師
1	平成26年 3月24日(月)	ビッグデータ、オープンデータを活用したまちづくり	内閣官房政府CIO補佐官、経済産業省CIO補佐官 東京大学公共政策大学院 非常勤講師 平本 健二氏
2	平成26年 4月11日(金)	社会イノベーターとの「協働」による コミュニティデザイン/社会デザインへ	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 委員長・教授 中村 陽一氏
3	平成26年 6月27日(金)	地域のにぎわいづくりにおける大学の 役割 —杏林大学井の頭キャンパスの設置に 向けて—	杏林大学 外国語学部観光交流文化学科 准教授 地域交流推進室室長 古本 泰之氏
4	平成26年 8月 6日(水)	地域での新たな支え合い「共助」の しくみ —三鷹市地域ケアネットワークの 今後の展望—	ルーテル学院大学コミュニティ人材養成センター 専任講師 秋貞 由美子氏
5	平成27年 2月10日(火)	人口減少社会における市民協働による まちづくり	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授 饗庭 伸氏
6	平成27年 2月18日(水)	これからの子ども家庭福祉における自 治体の役割 —新システムへの移行と国際的議論を 踏まえて—	東洋英和女学院大学 人間科学部保育子ども学科 准教授 山本 真実氏

〈研究員一覧〉

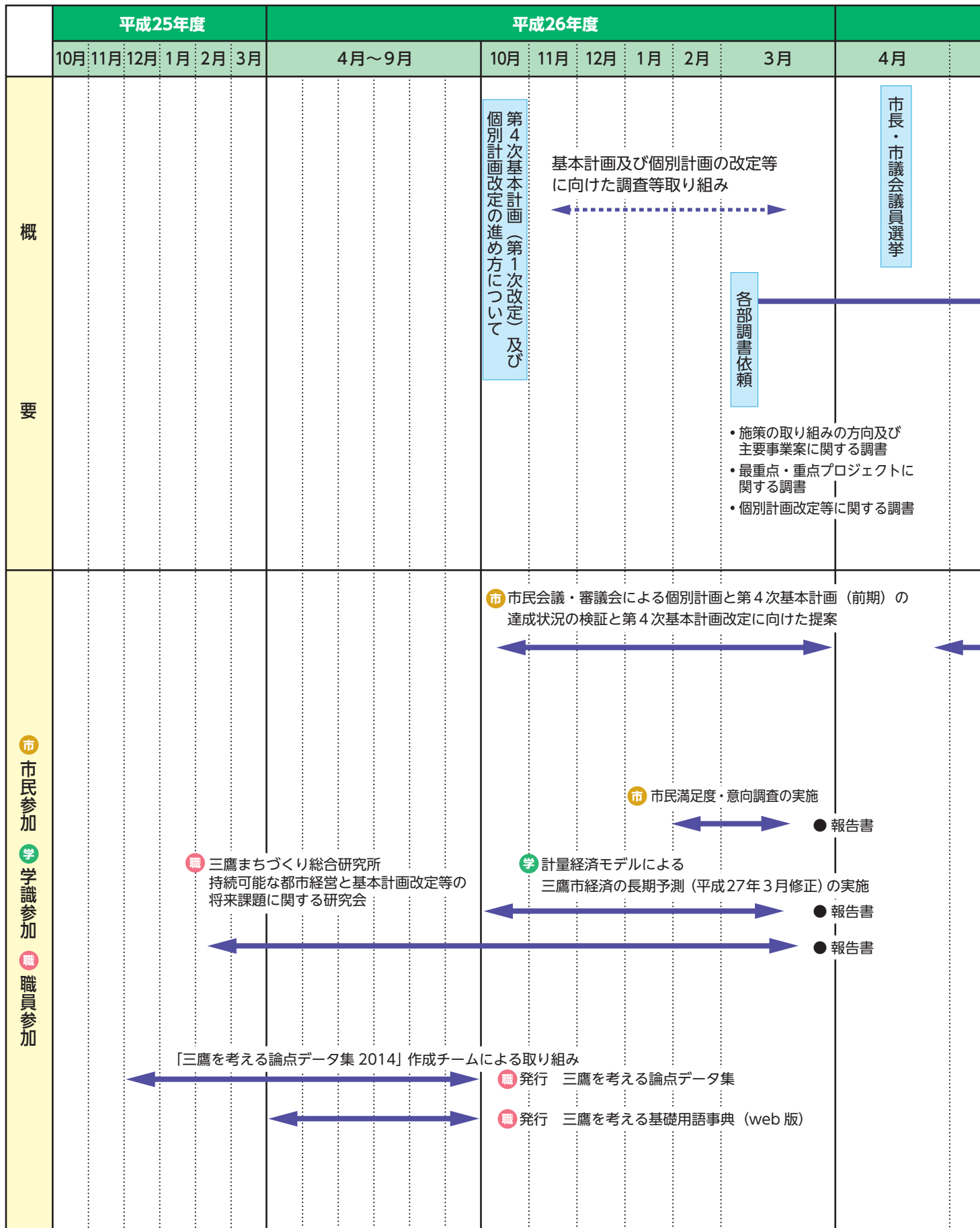
大朝 摂子	三鷹市企画部企画経営課長
井上 忍	三鷹市総務部職員課長
平山 寛	三鷹市企画部企画経営課長補佐
今野 聡	三鷹市企画部企画経営課主査
齊藤 大輔	三鷹市企画部企画経営課主任
吉田 賢	三鷹市企画部企画経営課主事
半田 知冴	三鷹市企画部企画経営課主事
岡田 考信	三鷹市企画部企画経営課主事
近藤 さやか	三鷹市総務部職員課長補佐
隠岐 国博	三鷹市総務部職員課主査
長瀬 雅之	三鷹市総務部職員課主事
秋元 沙織	三鷹市総務部職員課主事



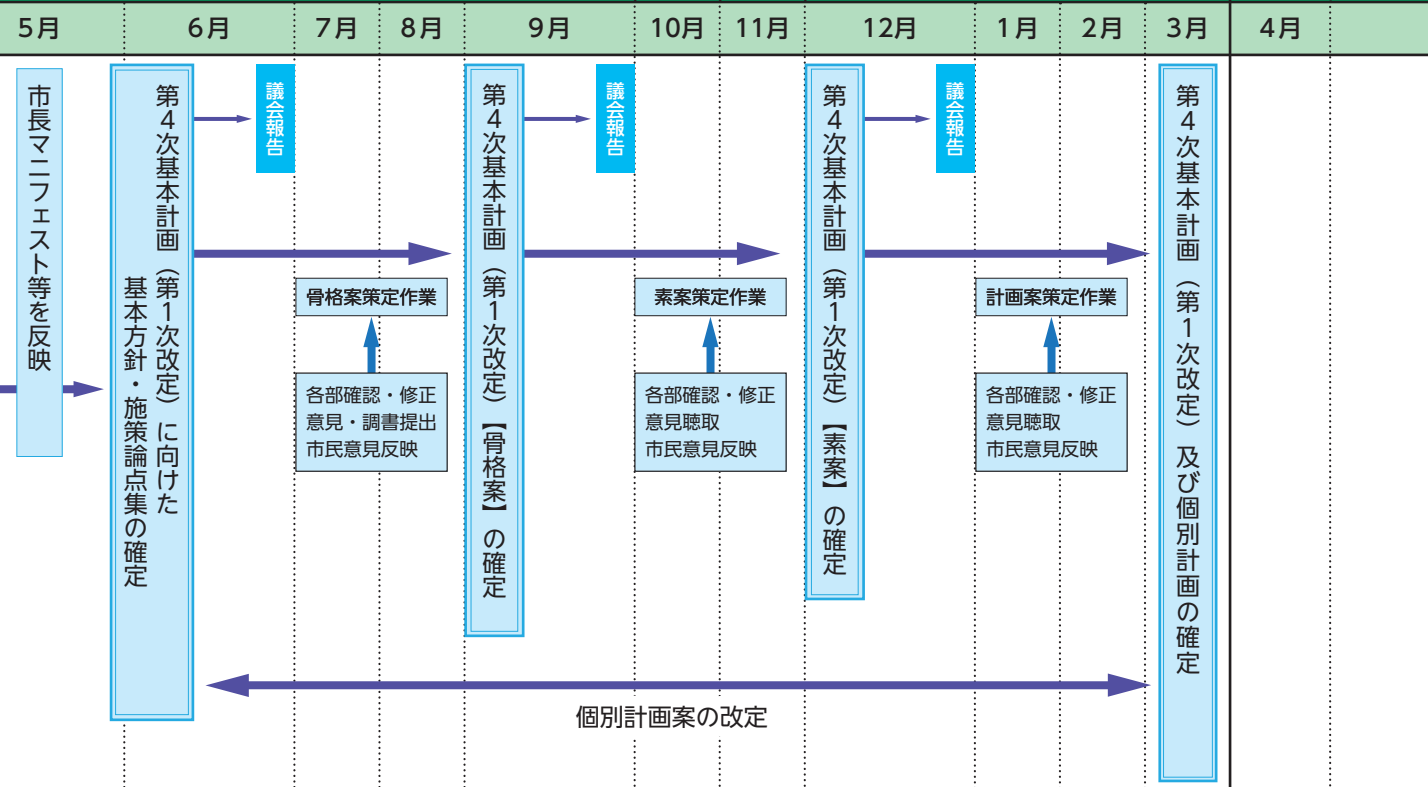
まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と基本計画
改定等の将来課題に関する研究会」での検討

※講師及び研究員の肩書きは、平成26年度時点。

第4次基本計画（第1次改定）及び個別計画の策定・改定の経過



平成27年度 平成28年度



- 市 市民会議・審議会による第4次基本計画（第1次改定）の骨格案・素案及び個別計画策定に向けた検討と提案
- 市 まちづくりディスカッションパートナーシップ協定締結
- 市 第4次基本計画（第1次改定）に向けた「みたかまちづくりディスカッション」の実施（10/31・11/1）
- 職 第4次三鷹市基本計画（第1次改定）に向けた基本方針・施策論点集
- 市 アンケート実施 集計・報告
- 市 まちづくり懇談会 住区ごとに開催（10/3～11/14）
- 市 パブリックコメント（素案）（1/12～2/1）
- 職 「第4次基本計画（第1次改定）に向けた市民参加推進チーム」による取り組み
- 市 まちづくりひろば イベントごとに開催（7/18～11/15）
- 市 さんぽき 太陽系ウォークラリーと同時開催（9/26～10/25）
- 市 職 三鷹ネットワーク大学推進機構による関連講座の開催
- 実施報告書
- 広報みたか（特集面）
- 広報特集号発行（骨格案）（10/11）
- 広報みたか（特集面）
- 広報特集号発行（4/24）
- HP（素案）（1/6）

資料編
第4次基本計画（第1次改定）個別計画の策定・改定の基本的な考え方

第4次基本計画（第1次改定）における市民参加と市民意見等の反映

第4次基本計画（第1次改定）は、市長の任期との連動を図り、国等の制度改正、社会経済状況の変化への対応や最重点プロジェクトに位置付けた「都市再生」「コミュニティ創生」などをはじめとする、これまでの取り組みの成果と検証を踏まえた時点修正的な改定を行う仕組みとしている。また、多様化し変化する市民のニーズ等を反映するために、「骨格案」や「素案」などのステップごとに市民参加の機会を広く設定している。

これまで三鷹市は、自治基本条例に基づく「参加と協働」の精神から、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営・公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式による事業の実施などにより、参加と協働の市政運営を実践してきた。基本計画の策定・改定時には、無作為抽出の市民討議会である「まちづくりディスカッション」や、コミュニティ住区ごとの「まちづくり懇談会」など、「多層的・多層的」な市民参加を実施してきた。第4次基本計画（第1次改定）における市民参加のあり方も、このような「多層的・多層的」な参加方式を用いることで、市民参加の裾野を広げ、「参加と協働のまちづくり」の実現を図った。

平成25年度の取り組み

- 1 **三鷹まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」の設置（平成26年2月）**
第4次基本計画の第1次改定に向けて、計画の目標年次である平成34年度までの期間を見据え、持続可能な都市経営と将来課題の調査・研究を行うために設置した。

平成26年度の取り組み

- 1 **「三鷹を考える論点データ集2014」「三鷹を考える基礎用語事典2014（Web版）」の発行（平成26年10月・12月）**
市民の皆さんと市政に関する情報の共有を図るとともに、第4次基本計画の第1次改定における基礎資料として発行した。また、「三鷹を考える論点データ集」については、庁内で公募による若手職員を中心としたプロジェクト・チームが作成した。
- 2 **「第4次三鷹市基本計画第1次改定等に向けた市民満足度・意向調査」の実施（平成27年2月）**
多層的・多層的な市民参加の推進と基本計画の第1次改定及び今後の行政サービスの質の向上のための基礎資料とするため、市の行っている各施策に対する市民の満足度やニーズを調査した。市民満足度・意向調査は、無作為抽出によって選ばれた市内在住15歳以上の3,500人の市民と、住民協議会を中心に、日頃から地域で活動をしている地域活動者210人を対象に実施し、1,595人から回答を得た。
- 3 **三鷹まちづくり総合研究所「持続可能な都市経営と基本計画改定等の将来課題に関する研究会」報告書の取りまとめ（平成27年3月）**
報告書では、地縁型の共同性を軸としたコミュニティと、テーマ型の公共性を軸としたコミュニティの両方が、バランスよくミックスされて広がり浸透することが、市民生活の豊かさ、質的充足につながるものと考え、こうした課題意識に立って研究提案を行った。
- 4 **計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書の発行（平成27年3月）**
平成23年版計量経済モデル修正版を利用して、平成23年3月に行った三鷹市長期計画用計量経済モデルの検証を行うとともに、三鷹市における社会経済の平成37年（2025年）までの長期的な変化を予測し、第4次基本計画の第1次改定にあたっての基礎資料とするため予測調査を実施した。
○計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測 三鷹：2025（平成27年3月）
豊橋技術科学大学 山口 誠教授
- 5 **各市民会議・審議会などによる計画達成状況の検証と計画改定に向けた提案**
各市民会議・審議会などで、それぞれの個別計画、基本計画について検証、提案等を行った。

平成27年度の取り組み

1 第4次三鷹市基本計画（第1次改定）に向けた基本方針・施策論点集の作成（平成27年6月）

第4次基本計画（第1次改定）に向けた考え方や施策の論点を市民の皆さんにお示しし、今後の第4次基本計画（第1次改定）の「骨格案」や「素案」の作成に向けたステップとして取りまとめた。

2 NPO法人みたか市民協働ネットワークとのパートナーシップ協定締結（平成27年7月）

NPO法人みたか市民協働ネットワークと市は「みたかまちづくりディスカッション」実施へ向けてパートナーシップ協定を締結した。ここでは、「みたかまちづくりディスカッション」の実施へ向けた実行委員会運営要綱などについても合意がなされた。

3 第4次基本計画（第1次改定）骨格案の確定と市民参加（平成27年7月～11月）

討議要綱について寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、各章の基本的考え方、主要事業を示した第4次基本計画（第1次改定）骨格案を公表した。

骨格案における市民参加については、以下のとおり。

① 広報特集号の発行及びアンケート調査

平成27年10月11日に「広報みたか」（第4次基本計画（第1次改定）骨格案特集号）を発行し、確定した第4次基本計画（第1次改定）の骨格案の概要を掲載するとともに、回答用はがき付きのアンケートを添付し、アンケート調査を実施した。同調査については、1,211件のご意見をいただいた。設問のうち、重点プロジェクト候補のうち重点的に取り組むべきものについては、安全・安心、子ども・子育て支援、健康長寿社会の順で回答率が高かったものの、自由記述の意見の内容については、サステナブル、安全安心、子ども・子育て支援プロジェクトの順で回答率が高かった。

② まちづくり懇談会

平成27年10月3日から11月14日の間の土曜日、日曜日に7つのコミュニティ住区それぞれでも参加いただけるまちづくり懇談会を開催した。懇談会では、基本計画骨格案のポイント及び土地利用総合計画2022、用途地域の見直し方針についても説明し、ワークショップ形式による市民同士の話し合いを行い意見交換や発表の機会とした。122人の市民が参加し、262件の意見が寄せられた。

開催日	時間	場所
10月3日（土）	14時～16時	新川中原コミュニティ・センター
10月10日（土）	10時～12時	大沢コミュニティ・センター
10月10日（土）	14時～16時	牟礼コミュニティ・センター
10月17日（土）	14時～16時	三鷹駅前コミュニティ・センター
10月24日（土）	10時～12時	井口コミュニティ・センター
10月24日（土）	14時～16時	井の頭コミュニティ・センター
11月14日（土）	13時～15時	連雀コミュニティ・センター

③ みたかまちづくりディスカッション

平成27年10月31日、11月1日の2日間で「みたかまちづくりディスカッション」を開催した。18歳以上の方を対象に住民基本台帳から無作為抽出された1,800人の方々に参加を依頼し、1日目83人、2日目81人の市民が参加した。今回のまちづくりディスカッションでは、3つのテーマ（「三鷹中央防災公園・元気創造プラザを拠点とした地域の元気を創造するまちづくり」「活力と魅力のあるまちづくり」「これからの地域福祉と、人と人が支えあうまちづくり」）について15グループに分かれ、2日間で4回の話し合いを行った結果、197件の意見がまとめられた。平成28年3月には、第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」実行委員会より、第4次基本計画第1次改定に向けた「みたかまちづくりディスカッション」実施報告書が提出された。

④ ICTを活用した市民参加「さんぽキ」

平成27年9月26日～10月25日の間に、時間や場所を固定せず、自由な参加によりこれまで参加の少

なかった若者等の市民の参加を促し、市民参加の裾野をさらに広げるため、スマートフォンアプリ「さんポキ」を活用した新たな市民参加を実施した。

「さんポキ」の実施には、これまでの取り組みである「eまちあるき」や「まち歩き・ワークショップ」を踏まえるとともに、国立天文台等と協働で実施している「みたか太陽系ウォーク」との連携を図るなど、市民が参加しやすいような工夫を施し、527人の参加者から、18,822件の写真投稿が寄せられた。

※投稿写真の中から選ばれた「ベストフォト」の一部については、P352-353を参照。

⑤まちづくりひろば

平成27年7月18日～11月15日の期間に、市が主催・後援する商工まつりや三鷹国際交流フェスティバル等5つのイベント会場において、これまで参加の少なかった若者等の市民にも気軽に市民参加を体験してもらい、多くの参加者が市政に触れ、興味を持ってもらうため、新たな市民参加「まちづくりひろば」を実施した。

実施に当たっては、基本計画等に関するパネル掲示等を行い、市民等が共感する又は重要だと思う項目等にシールを貼る（シール投票）等に取り組み、4,009人の参加者から意見をいただいた。

	事業名	日程	参加者数(人)
1	商工まつり	7月18日(土)	496
		19日(日)	465
2	敬老のつどい	9月19日(土)	238
		20日(日)	199
3	三鷹国際交流フェスティバル	10月4日(日)	1,132
4	みたかスポーツフェスティバル	10月11日(日)	281
5	農業祭	11月14日(土)	620
		15日(日)	578
合計			4,009

4 三鷹ネットワーク大学による関連講座（平成27年10月～11月）

第4次基本計画の第1次改定に向けて順次実施される市民参加の気運醸成のため、三鷹ネットワーク大学において「第4次三鷹市基本計画第1次改定に向けて」と題した全2回の第4次基本計画の第1次改定に関連する講座を開催した。

回	開催日	テーマ	講師
1	平成27年11月5日(木)	まちのにぎわいづくりを考える	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授 松本 敦則さん
2	平成27年11月13日(金)	まちづくりの拠点づくりに向けて ～公共施設のこれからを考える	東洋大学理工学部建築学科 教授 野澤 千絵さん

会場はいずれも三鷹ネットワーク大学内で午後7時～8時30分まで。

5 第4次基本計画（第1次改定）素案の確定と市民参加（平成27年12月～平成28年1月）

骨格案に対する意見を踏まえた第4次基本計画（第1次改定）の素案を公表した。素案では施策の体系、主要事業のスケジュールを示すなど、より具体的な内容について提示した。

素案に対する市民参加については、以下のとおり。

① 広報みたかでのお知らせ

平成27年1月17日発行号「広報みたか」において、素案の概要及び骨格案に寄せられた主な意見を掲載した。

② 素案に対するパブリックコメント

平成28年1月12日から2月1日まで、パブリックコメントを実施した。10人の方から46件のご意見をいただいた。いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページに全文を掲載した他、公共施設に閲覧用資料を配置した。

6 第4次基本計画（第1次改定）の確定（平成28年3月）

素案に対する意見を踏まえ第4次基本計画（第1次改定）を確定した。

① 広報特集号の発行

平成28年4月24日に「広報みたか」(第4次基本計画（第1次改定）・個別計画特集号)を発行し、確定した第4次基本計画（第1次改定）の概要を掲載した。

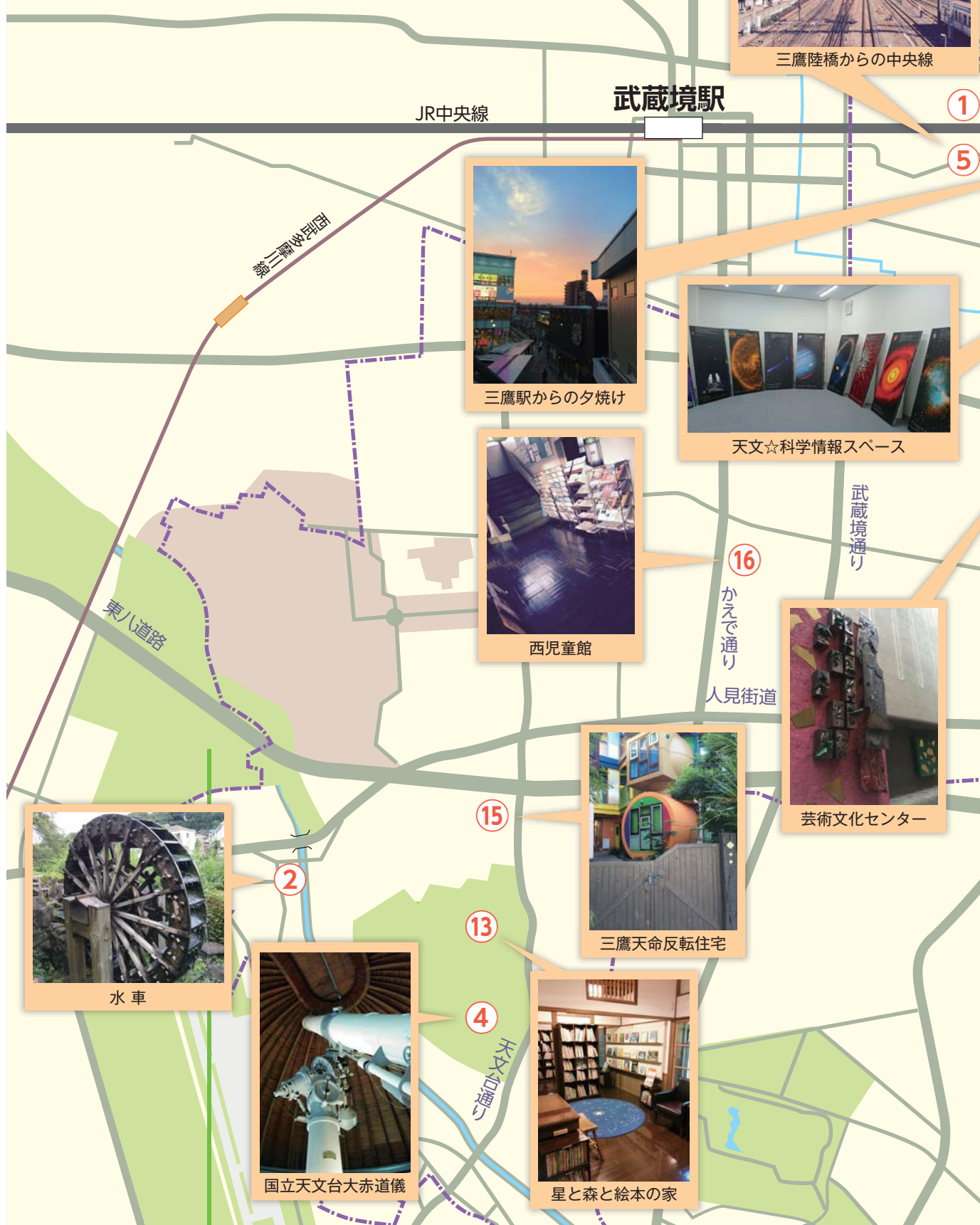


「みたかまちづくりディスカッション」実施報告書報告会



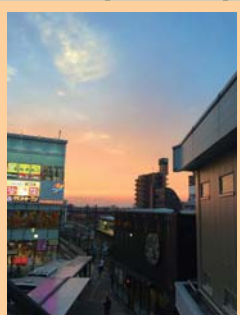
市民参加「まちづくりひろば」(みたか商工まつり)

ICTを活用した市民参加 ～「さんポキ」投稿写真紹介～



三鷹陸橋からの中央線

①



三鷹駅からの夕焼け

⑤



天文☆科学情報スペース



西児童館

⑬



芸術文化センター

かえで通り
人見街道



水車

②



国立天文台大赤道儀

⑬



三鷹天命反転住宅

④



星と森と絵本の家

資料編

ICTを活用した市民参加
「さんポキ」投稿写真紹介



資料編

ICTを活用した市民参加
 ～さんぽき投稿写真紹介～